特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）

評価書番号	評価書名
10	介護保険に関する事務　基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

長野市は、介護保険に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	

評価実施機関名

長野市長

公表日

令和8年10月26日

［令和7年5月　様式2］

Ⅰ　関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	介護保険に関する事務
②事務の概要	介護保険法に基づき、被保険者の資格管理、保険料の賦課及び減免、要介護認定及び保険給付を行う事務である。番号法においては、別表第一項番68の規定により、以下の事務において個人番号を用いることになる。 1. 介護保険法（平成九年法律第百二十三号）による被保険者に係る届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務 ・被保険者に係る届出の受理 ・届出に係る事実についての審査 ・届出に対する応答に関する事務 2. 介護保険法による被保険者証又は認定証に関する事務（前号及び次号に掲げるものを除く。） ・被保険者証に関する事務 ・認定証に関する事務 3. 介護保険法第十八条第一号の介護給付、同条第二号の予防給付又は同条第三号の市町村特別給付の支給に関する事務 ・介護給付の支給に関する事務 ・予防給付の支給に関する事務 ・市町村特別給付の支給に関する事務 4. 介護保険法第二十七条第一項の要介護認定、同法第二十八条第二項の要介護更新認定又は同法第二十九条第一項の要介護状態区分の変更の認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 ・要介護認定の申請の受理 ・要介護更新認定の変更の認定の申請の受理 ・要介護状態区分の変更の認定の申請の受理 ・申請に係る事実についての審査に関する事務 ・申請に対する応答の事務 5. 介護保険法第六十六条の保険料滞納者に係る支払方法の変更に関する事務 ・保険料滞納者に係る支払方法の変更に関する事務 6. 介護保険法第六十七条又は第六十八条の保険給付の支払の一時差止に関する事務 ・保険給付の支払の一時差止に関する事務 7. 介護保険法第六十九条の保険料を徴収する権利が消滅した場合の保険給付の特例に関する事務 ・保険料を徴収する権利が消滅した場合の保険給付の特例に関する事務 8. 介護保険法第百二十九条第一項の保険料の徴収又は同条第二項の保険料の賦課に関する事務 ・保険料の徴収に関する事務 ・保険料の賦課に関する事務 長野市介護保険利用者負担援護事業実施要綱（平成12年８月11日告示第243号）に基づき、対象者に扶助費の支給を行う事務であり、以下の事務において個人番号を用いることになる。 1. 長野市介護保険利用者負担援護事業に関する事務
③システムの名称	介護保険システム 総合窓口支援システム 番号連携サーバ（団体内統合宛名システム） 中間サーバー AI-OCR（LGWAN-ASP） 申請管理システム サービス検索・電子申請機能

2. 特定個人情報ファイル名
介護保険情報ファイル

3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	介護保険法に規定する事務 ・番号法第9条第1項　別表第一　項番68 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令　第50条 介護サービス等の利用者に対する負担の軽減に関する事務 ・長野市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例　第3条　第1項　別表第1

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携		
①実施の有無	[　　実施する　　]	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定

②法令上の根拠	介護保険法に規定する事務 番号法第19条第8号　別表第二 〈情報照会〉:　項番93、94 〈情報提供〉:　項番1、2、3、4、6、8、11、26、30、33、39、42、43、56の2、58、61、62、80、87、90、94、95、108、109 介護サービス等の利用者に対する負担の軽減に関する事務 番号法第19条第9号に基づき定める特定個人情報に関する規則
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	保健福祉部　介護保険課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務部　文書情報管理課 380－8512　長野市大字鶴賀緑町1613番地　電話番号　026－226－4911
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	保健福祉部　介護保険課 380－8512　長野市大字鶴賀緑町1613番地　電話番号　026－224－7991
9. 規則第9条第2項の適用	**[　　]適用した**
適用した理由	

Ⅱ　しきい値判断項目

1. 対象人数			
評価対象の事務の対象人数は何人か		[　10万人以上30万人未満　]	＜選択肢＞ 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
	いつ時点の計数か	平成29年12月1日 時点	
2. 取扱者数			
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[　500人未満　]	＜選択肢＞ 1) 500人以上　2) 500人未満
	いつ時点の計数か	平成29年12月1日 時点	
3. 重大事故			
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか		[　発生なし　]	＜選択肢＞ 1) 発生あり　2) 発生なし

Ⅲ　しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
	[基礎項目評価書及び重点項目評価書]	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		**[ ]委託しない**
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		**[ ]提供・移転しない**
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	**[ ]接続しない（入手）**	**[ ]接続しない（提供）**
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

8. 人手を介在させる作業		[　　]人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	住基ネット照会は4情報による照会を原則とし、照会業務のみ行いマイナンバーの紐づけは行わない。	

9. 監査	
実施の有無	［ ○ ］ 自己点検　　［ ○ ］ 内部監査　　［　 ］ 外部監査
10. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	［　　十分に行っている　　］ ＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策	**［ ○ ］全項目評価又は重点項目評価を実施する**
最も優先度が高いと考えられる対策	［　　］ ＜選択肢＞ 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	［　　］ ＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年7月1日	Ⅰ関連情報 1．特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	（追加）	長野市介護保険利用者負担援護事業実施要綱（平成12年8月11日告示第243号）に基づき、被保険者の保険給付を行う事務であり、以下の事務において個人番号を用いることになる。 1．長野市介護保険利用者負担援護事業に関する事務	事前	情報連携に伴う事務の概要の変更。
平成30年7月1日	Ⅰ関連情報 3．個人番号の利用 法令上の根拠	・番号法第9条第1項　別表第一　項番68 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令　第50条	介護保険法に規定する事務 ・番号法第9条第1項　別表第一　項番68 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令　第50条 介護サービス等の利用者に対する負担の軽減に関する事務 ・長野市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例　第3条第1項　別表第1	事前	情報連携に伴う事務の概要の変更。
平成30年1月4日	Ⅰ関連情報 4．情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号　別表第二 《情報照会》：項番93、94 《情報提供》：項番1、2、3、4、6、8、11、26、30、33、39、42、56の2、58、61、62、80、87、90、94、108、117	介護保険法に規定する事務 番号法第19条第7号　別表第二 《情報照会》：項番93、94 《情報提供》：項番1、2、3、4、6、8、11、26、30、33、39、42、43、56の2、58、61、62、80、87、90、94、95、108、109	事後	重要な変更には当たらない。法令改正等による形式的な変更。
平成30年7月1日	Ⅰ関連情報 4．情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	（追加）	介護サービス等の利用者に対する負担の軽減に関する事務 番号法第19条第8号に基づき定める特定個人情報に関する規則	事前	情報連携に伴う事務の概要の変更。
平成28年4月1日	Ⅰ関連情報 5．評価実施機関における	課長　清水　一男	課長　下條　正雄	事後	重要な変更には当たらない。所属長の変更。
平成30年4月1日	Ⅰ関連情報 5．評価実施機関における	課長　下條　正雄	課長　北澤　正志	事後	重要な変更には当たらない。所属長の変更。
平成31年2月7日	Ⅰ関連情報 5．評価実施機関における	課長　北澤　正志	課長	事前	
平成31年2月7日	Ⅳリスク対策		「Ⅳリスク対策」全文	事前	
令和3年9月1日	Ⅰ関連情報 1．特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	長野市介護保険利用者負担援護事業実施要綱（平成12年8月11日告示第243号）に基づき、被保険者の保険給付を行う事務であり、以下の事務において個人番号を用いることになる。 1．長野市介護保険利用者負担援護事業に関する事務	長野市介護保険利用者負担援護事業実施要綱（平成12年8月11日告示第243号）に基づき、対象者に扶助費の支給を行う事務であり、以下の事務において個人番号を用いることになる。 1．長野市介護保険利用者負担援護事業に関する事務	事前	重要な変更には当たらない。
令和3年9月1日	Ⅰ関連情報 1．特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	（追加）	長野市要介護被保険者等住宅整備事業補助金交付要綱（平成3年3月29日告示第46号）に基づき、申請者に補助金の支給を行う事務であり、以下の事務において個人番号を用いることになる。 1．長野市要介護被保険者等住宅整備事業に関する事務	事前	重要な変更には当たらない。
令和3年9月1日	Ⅰ関連情報 4．情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	介護保険法に規定する事務 番号法第19条第7号　別表第二 《情報照会》：項番93、94 《情報提供》：項番1、2、3、4、6、8、11、26、30、33、39、42、43、56の2、58、61、62、80、87、90、94、95、108、109 介護サービス等の利用者に対する負担の軽減に関する事務 番号法第19条第8号に基づき定める特定個人情報に関する規則	介護保険法に規定する事務 番号法第19条第8号　別表第二 《情報照会》：項番93、94 《情報提供》：項番1、2、3、4、6、8、11、26、30、33、39、42、43、56の2、58、61、62、80、87、90、94、95、108、109 介護サービス等の利用者に対する負担の軽減に関する事務 番号法第19条第9号に基づき定める特定個人情報に関する規則	事前	法令改正等による形式的な変更。
令和4年3月7日	Ⅰ関連情報 1．特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②システムの名称	介護保険システム 総合窓口支援システム 番号連携サーバ（団体内統合宛名システム） 中間サーバー	介護保険システム 総合窓口支援システム 番号連携サーバ（団体内統合宛名システム） 中間サーバー AI-OCR（LGWAN-ASP）	事前	
令和4年10月20日	Ⅰ関連情報 7特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	総務部　庶務課　情報管理室	総務部　総務課　文書情報管理室	事後	重要な変更に当たらない組織名の変更。
令和5年8月21日	Ⅰ関連情報 ③システムの名称	介護保険システム 総合窓口支援システム 番号連携サーバ（団体内統合宛名システム） 中間サーバー AI-OCR（LGWAN-ASP）	介護保険システム 総合窓口支援システム 番号連携サーバ（団体内統合宛名システム） 中間サーバー AI-OCR（LGWAN-ASP） 申請管理システム	事後	
令和8年2月25日	様式	平成31年1月版　様式2	令和7年5月版　様式2（新様式へ移行）	事前	
令和8年2月25日	Ⅳリスク対策		記載項目追加（8及び11）	事前	
令和8年10月27日	Ⅰ関連情報 3．特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	介護保険システム 総合窓口支援システム 番号連携サーバ（団体内統合宛名システム） 中間サーバー AI-OCR（LGWAN-ASP） 申請管理システム	介護保険システム 総合窓口支援システム 番号連携サーバ（団体内統合宛名システム） 中間サーバー AI-OCR（LGWAN-ASP） 申請管理システム サービス検索・電子申請機能	事前	ぴったりサービスから次期オンライン申請サービスへの移行に伴う変更。
令和8年10月27日	Ⅰ関連情報 7．特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	総務部　総務課　文書情報管理室 380－8512　長野市大字鶴賀緑町1613番地	総務部　文書情報管理課 380－8512　長野市大字鶴賀緑町1613番地　電話番号　026－226－4911	事後	重要な変更に当たらない組織名の変更。